

障がい者福祉課

からのお知らせ

障がい者福祉課 27-7331 27-7336

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 72-6082 大滝 55-0865

荒川 54-2116

障がい者のための

福祉手当・ 福祉医療費

- ①～⑤の手当、医療費については、すでに受給されている方は、申請の必要はありません。

※手当額のカツコ内は、昨年度比の金額です。

①特別児童扶養手当

対象 精神または身体に一定の障がい（※）がある20歳未満の子どもを育てている方

※特別児童扶養手当認定診断書に

より一定の障がいがあると認められた方（おむね身体障害者手帳1級～3級、療育手帳Ⓐ、Ⓑをお持ちの方）。

※同居の家族に一定以上の所得がある場合は支給停止になります。

手当額 1級 月額52,500円（+300円）、2級 月額34,970円（+200円）

※対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は受け取れません。

対象 I・IIのいずれかに該当する方

I 在宅で生活している市・県民税

非課税の方で、身体障害者手帳

1級・2級、療育手帳Ⓐ・Ⓑ、

精神障害者保健福祉手帳1級の

いずれかをお持ちの方
20歳未満で医療的ケアを必要とする方で、身体障害者手帳1級または2級と療育手帳ⒶまたはAを重複してお持ちの方（他の手当を受けていても対象）

その他 次の方は受けられません。
・他の手当を受けている方（II以外）
・社会福祉施設に入所している方
・65歳以上で新たに手帳を取得した方

手当額 月額5,000円

対象 障がいがあるため、常時介護が必要な20歳未満の方

※本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止になります。

③障害児福祉手当

月額27,350円（+150円）

対象 障がいがあるため、常時介護が必要な20歳未満の方

※本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止になります。

手当額 月額14,880円（+90円）

対象 次の方は受けられません。

・社会福祉施設等に入所している方
・障害基礎年金を受けている方

④特別障害者手当

月額14,880円（+90円）

対象 次のいずれかに該当する、

・在宅で生活している20歳以上の方
・国民年金法1級程度の障がいが2つ以上ある方

・国民年金法1級程度の障がいが1つあり、さらに国民年金法2級程度の障がいが2つ以上ある方

・肢体不自由で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常に特別な介護が必要な方

・内部障がいおよびその他の疾患で、

・おおむね身体障害者手帳

・療育手帳Ⓐ・Ⓑ、

・精神障害者保健福祉手帳1級の

・在宅で生活している市・県民税

・非課税の方で、身体障害者手帳

・1級・2級、療育手帳Ⓐ・Ⓑ、

・精神障害者保健福祉手帳1級の

国民年金法1級程度の障がいがあり、絶対安静の方
精神障がい（知的障がいを含む）で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常に特別な介護が必要な方
・特定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証のいずれかをお持ちで難病の治療のため市外の病院等に通院している方
間支給停止になります。

手当額 月額27,350円（+150円）

対象 次のいずれかに該当する方

・社会福祉施設等に入所している方
・病院または診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している方

⑤重度心身障害者医療費

・社会福祉施設等に入所している方
・病院または診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している方
・精神障害者保健福祉手帳1級を診した際の医療費の一部を助成します。

対象 次のいずれかに該当する方

・身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方

・療育手帳Ⓐ・Ⓑをお持ちの方
・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

給付額

【電車またはバスを利用した場合】運賃の2分の1の額、【自家用車を利用した場合】通院にかかる距離1kmあたり4円

【請求締切】(4月～7月分) 8月11日(火)
【8月～11月分】12月10日(木)
【12月～3月分】令和3年4月12日(月)

対象

難病患者通院 交通費給付金

次のいずれかに該当する方

・特定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証のいずれかをお持ちで難病の治療のため市外の病院等に通院している方
・慢性腎不全のため人工透析を行っている方で、市外の病院等に通院している方（吉田・大滝・荒川地区在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方）
・自動車等燃料費給付金を受給している方、生活サポート事業を利用している方は対象外です。

※本人に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止になります。
※平成30年12月までに受給者証の交付を受けている方については、令和4年10月から適用します。
※65歳以上で新たに手帳を取得した方（更新により新たに該当要件を満たす方を含む）は対象外

・持ち物 各種医療受給者証または特定疾病療養受給者証、医療機関発行の領収書などの通院記録を証明できるもの、給付金振込先口座の名義・番号がわかるもの、印鑑

課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

「民有林森林整備事業補助金」制度が始まります

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、令和元年4月1日から新たな森林経営管理制度ならびに森林環境譲与税制度が施行されました。

この制度の仕組みは、次の通りです。

- ①森林所有者に適切な森林管理の責務を明確化する。
- ②森林所有者自ら管理できない場合、その森林を市町村に委託する。
- ③市町村は意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託する。
- ④経済ベースで経営が困難な森林は市町村が公的に管理を行う。



この仕組みに基づき、市では昨年度から9年間の計画で森林所有者の意向調査を開始しています。

このたび、森林環境譲与税を財源として、**自ら森林を管理されている森林所有者、自伐型林業者などを対象に、森林整備の経費の一部を助成する制度**を4月1日から開始しました。

対象場所 面積0.1ha以上5ha未満の市内の人造林

対象作業 ①境界測量②間伐③森林作業道

助成額 ①1ha当たり3万円、②1ha当たり6万円、

③1m当たり千円（1ha当たり80mを上限とする）

助成制度には、各種要件があります。

詳しくは、お問合せください。

問 森づくり課 ☎ 22-2369

在宅重度心身障害者自動車等燃料費給付金

対象

市内在住で、本人または同居かつ同一生計の親族所有の自動車等を自ら運転している、次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方

②身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方

持続的視覚障害がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方

③療育手帳Ⓐ、Ⓑをお持ちの方

④療育手帳Ⓐ、Ⓑをお持ちの知的障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方

⑤精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※秩父市福祉タクシー利用券、難病患者通院交通費給付金を受給している方は対象外です。

給付額 使用燃料1lにつき50円

※1ヶ月の対象限度量は、自動車20l、バイク5lです。

請求締切 【前期分（3月～8月）】

9月10日（木）【後期分（9月～令和3年2月）】令和3年3月10日（水）

持続物 各種障害者手帳、運転免許証、自動車検査証または標識交付証明書、印鑑、給付金振込先口座の名義・番号が分かるもの

※給付金の受給資格は、認定された月から発生します。

申込 新規申請の方は、障がい者福祉課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ

解説動画はこちら！



「手話」
「よろしく
お願いします」

今月からいろいろな**ことば**を**手話**でやってみます！
※上のQRコードを読み込むと動画で手話を見られます。

「手話」



両手の人差し指を向かい合わせにして上下に置き垂直に交互に回します。

「よろしくお願いします」



鼻先に置いた拳を少し前に出し、手を開き斜めに構え、手を前に出しながら軽く頭を下げます。

通話料無料！防災行政無線の放送内容が聞きづらい場合は電話で確認ができます。